

令和8年 第1回

**千葉県後期高齢者医療
広域連合議会定例会会議録**

開会・閉会 令和8年2月9日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

令和8年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目 次

○招集告示

第 1 日 (2月9日)

○議事日程	1
○会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	3
○説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した議会事務局職員の職氏名	3
○開会及び開議宣告	4
○諸般の報告	4
○日程第1 議席の指定	5
○日程第2 会議録署名議員の指名	6
○日程第3 会期の決定	6
○日程第4 議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第5 議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
日程第6 議案第3号 令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)	
日程第7 議案第4号 令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)	
日程第8 議案第5号 令和8年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	
日程第9 議案第6号 令和8年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算	

日程第10 議案第7号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(一括議題)

・提案説明	
小泉一成広域連合長	6
・質疑	8
・討論及び採決	27
・全会可決（議案第1、2、3、4号）	
・多数可決（議案第5、6、7号）	
○日程第11 一般質問	
1. 畑場博敏 議員（46番）	32
○日程第12 委員会の閉会中継続調査の件	36
○閉議及び閉会宣告	36
○会議録署名議員	37
○議決結果等	38

(会議配付資料添付)

千葉県後期高齢者医療広域連合告示第2号

令和8年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年1月26日

千葉県後期高齢者医療広域連合長 小 泉 一 成

- 1 日 時 令和8年2月9日（月） 午前10時
- 2 場 所 オークラ千葉ホテル 3階 エリーゼ
（千葉市中央区中央港1-13-3）

令和8年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会議事日程

令和8年2月9日（月）午前10時開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第3号 令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 第7 議案第4号 令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第5号 令和8年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第9 議案第6号 令和8年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
- 第10 議案第7号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 一般質問
- 第12 委員会の閉会中継続調査の件

会議に付した事件

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第3号 令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）

- 第7 議案第4号 令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第5号 令和8年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第9 議案第6号 令和8年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
- 第10 議案第7号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 一般質問
- 第12 委員会の閉会中継続調査の件

出席議員（49名）

1番	かわい	合	たか	し	3番	おおく	ぼ	たかし
5番	あき	やま	みつ	あき	6番	わた	なべ	あつこ
7番	いわ	せ	ま	り	8番	ふる	はし	としお
9番	たか	やま	よし	ひさ	10番	いし	わた	たか
11番	やま	もと	えい	じ	12番	さか	もと	よし
13番	い	ば	てつ	や	14番	たに	おか	たかし
15番	おか	だ	ち	か	16番	まつ	ざき	えい
17番	あい	かわ	まさ	き	18番	おだ	ざり	たかし
19番	たち	かわ	きよ	ひで	20番	さわ	だ	あつ
22番	はり	かい	かず	ゆき	23番	たか	はし	けん
24番	ひら	の	ひで	お	25番	すえ	ます	たか
26番	おお	たに	みつ	こ	27番	やま	ぐち	すすむ
28番	き	むら	ゆ	き	29番	かな	まる	かず
30番	あら	い	やす	ゆき	31番	かわ	た	あつ
32番	あ	べ	み	つ	33番	いし	だ	か
34番	たか	ぎ		ひろし	35番	なみ	き	みき
37番	た	なべ	まさ	ひろ	38番	しら	い	のり
39番	おお	の		ひろし	40番	おお	はら	ひで
41番	こう	さか	きょう	こ	42番	こし	かわ	よし
43番	はら	だ	のり	みつ	45番	かわ	しま	ふ
46番	あき	ば	ひろ	とし	47番	しま	ぬき	たかし

48番 いし い とし お
石 井 俊 雄
50番 さく ま しげ ひで
佐久間 繁 英
52番 わた なべ や す お
渡 辺 八 寿 雄
54番 あお き えつ こ
青 木 悦 子

49番 いま い しげ のり
今 井 滋 則
51番 か どう よし お
加 藤 喜 男
53番 たき ぐち かず ひろ
滝 口 一 浩

欠席議員（5名）

2番 いし がみ よし あき
石 神 嘉 明
21番 ふく ほら み え こ
福 原 三 枝 子
44番 さか い けい こ
坂 井 慶 子

4番 かわ い よう き
川 井 洋 基
36番 はん ば しん いち
半 場 新 一

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	小 泉 一 成	副広域連合長	岩 田 利 雄
事務局長	櫻 井 文 明	事務局次長兼 会計管理者	石 川 真 二
総務課長	宮 木 睦 美	資格保険料 課 長	櫻 井 靖 久
給付管理課長	西 谷 優 人	総 務 課 課 長 補 佐	土 屋 祐 介
資格保険料課 課 長 補 佐	奥 山 英 俊	給付管理課 課 長 補 佐	上 原 高

職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	中 村 志 穂	書 記	杉 野 宏 幸
書 記	金 子 智 哉	書 記	達 恵 理 香
書 記	高 崎 隼		

◎開会宣告

○議長（大久保たかし） ただいまから令和8年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（大久保たかし） 直ちに本日の会議を開きます。

定数の半数以上の議員が出席され、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

◎諸般の報告

○議長（大久保たかし） これより諸般の報告を行います。

まず、令和7年12月24日付で太田洋連合長が任期満了となりました。これに伴い、12月18日に広域連合長選挙が行われ、12月25日付で新広域連合長に小泉一成成田市長が当選し、就任されましたので、御報告いたします。

次に、議員の辞職についてです。

会議規則第146条の規定により、閉会中、辞職を許可した議員については、お手元に配付の辞職許可議員一覧のとおりであります。

次に、議会運営委員の選任について。

委員の欠員に伴い、閉会中、委員会条例第5条第1項の規定により、議長において、お手元に配付の議会運営委員の選任についてのとおり指名いたしましたから、御報告いたします。

次に、広域連合長から議案7件の提出があり、これを受理いたしましたので、御報告いたします。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による説明員の出席要求に対し、お手元に配

付の説明員出席者一覧表のとおり、職、氏名の通知がありました。

次に、監査委員から、例月現金出納検査等の結果についての報告がありました。お手元に配付の報告書のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎発言の申出

○議長（大久保たかし） ここで、広域連合長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

小泉一成広域連合長。

〔広域連合長 小泉一成 登壇〕

○広域連合長（小泉一成） 皆さん、こんにちは。令和8年千葉県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日、広域連合議会の定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用の中、そして、おととい、昨日の雪が残る中、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

私は、このたびの選挙により、昨年12月25日から広域連合長に就任いたしました小泉一成でございます。大役を仰せつかり、身の引き締まる思いでございます。太田前広域連合長から職務を引き継ぎ、職責を全うしてまいる所存でございますので、引き続き議員の皆様方の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎議席の指定

○議長（大久保たかし） 日程に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。

新たに選出された議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大久保たかし） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、6番、渡辺厚子議員及び7番、岩瀬麻理議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大久保たかし） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大久保たかし） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎議案第1号～議案第7号の一括上程、提案説明、質疑、討論、採決

○議長（大久保たかし） 次に、日程第4、議案第1号から日程第10、議案第7号までの7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小泉一成広域連合長。

〔広域連合長 小泉一成 登壇〕

○広域連合長（小泉一成） 本日、ここに千葉県後期高齢者医療広域連合議会令和8年第1回定例会を招集いたしました。

本定例会では、条例案3件、予算案4件の計7議案について御審議いただきますので、よろしく願い申し上げます。

提案理由の説明に先立ちまして、当広域連合の状況等について御報告申し上げます。

当広域連合の被保険者数は、後期高齢者医療制度が開始された平成20年4月末時点では約49万2,000人でしたが、令和8年1月末には約101万6,000人となり、制度開始から50万6,000人、率にして102.8%増加しております。団塊世代の皆様が後期高齢者医療制度に移行した現在においても、被保険者数は今後さらに増加していくことが見込まれております。また、被保険者数や医療給付費の増加に加え、令和8年度からは子供や子育て世帯を全世代、全経済主体で支える新たな仕組みとして子ども・子育て支援金制度が導入されるなど、後期高齢者医療制度を取り巻く環境は大きく変化しております。当広域連合といたしましては、被保険者の皆様が将来にわたり安心して医療が受けられるよう、構成団体である市町村や関係団体と緊密に連携し、制度の適正かつ円滑な運営に取り組んでまいりますので、議員の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、提案理由を説明させていただきます。

初めに、議案第1号、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本議案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、職員及び会計年度任用職員の給料、期末手当、勤勉手当及び通勤手当の改定を行うものです。

次に、議案第2号、千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等を踏まえ、国及び県に準じ、職員等の旅費制度を同様の取扱いとするものです。

次に、議案第3号、令和7年度一般会計補正予算（第2号）について、歳入歳出予算からそれぞれ2億5,423万1,000円を減額し、補正後の予算額を34億4,374万1,000円とするものです。

次に、議案第4号、令和7年度特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算にそれぞれ121億3,433万4,000円を追加し、補正後の予算額を8,376億8,730万5,000円とするものです。

次に、議案第5号、令和8年度一般会計予算については、主に広域連合の運営に係る予算を計上しており、令和8年度の当初予算額は、歳入歳出それぞれ36億2,235万4,000円とし、給与改定に伴う職員人件費の増額などにより、前年度と比較して1億7,998万6,000円、約5%の増加となっています。

次に、議案第6号、令和8年度特別会計予算については、主に医療給付等に係る予算を計上しており、令和8年度の当初予算額は、歳入歳出それぞれ8,818億5,975万1,000円とし、被保険者数の増加により医療給付費の増加が見込まれることなどにより、前年度と比較して650億2,455万9,000円、約8%の増加となっております。

次に、議案第7号、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和8年度及び令和9年度の保険料率を改定するとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正による子ども・子育て支援納付金賦課額の新設等に係る所要の規定整備を行うものです。

提案理由の説明は以上です。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（大久保たかし） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたしますが、質疑の方法については、申合せ事項に基づき一括質疑とし、発言時間は20分以内、発言回数については、会議規則に規定のとおり3回を超えることができません。これら規定を遵守の上、発言を願います。

石井俊雄議員。

○48番（石井俊雄） 長生村の石井俊雄議員でございます。議案第6号、子ども・子育て支援金について質問いたします。4点あります。

1つ、被保険者からの納付金は現行8万3,927円から令和8年、9年には新たに子ども・子育て支援を入れて平均の年間納付金額が10万1,404円となり、現行より1人当たり平均で1万7,477円の引上げとなります。その中身を確認したいと思いますので、説明をお願いしたいと思います。

2点目であります。所得割によって保険料が変わります。具体的な金額を伺います。所得の高い人、所得の低い方の保険料の違いを伺いたいと思います。

3点目、国を挙げて少子化が続いている原因として、勤労者の賃金上昇がないことや、教育にお金がかかり過ぎることなどがあるかと思います。広域連合として少子化が続いている原因と背景について具体的に伺いたいと思います。

4点目であります。諸外国では少子化対策を行って出生率が向上した国もあります。日本、特に私の長生村の自治体では出生率が1.05であります。諸外国との出生率の比較を教えてください。

以上、1回目の質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（大久保たかし） 答弁を求めます。

櫻井資格保険料課長。

○資格保険料課長（櫻井靖久） 子ども・子育て支援金についての御質問のうち、まず、保険料額の増額についてお答えいたします。

令和8・9年度における1人当たり保険料額の増加につき、要因ごとに申し上げますと、医療の高度化等に伴う1人当たりの医療給付費等の増加により約7,000円のほか、国の制度見直しにより令和6年度から導入された出産育児支援金の激変緩和措置終了により約500円、後期高齢者負担率の増加により約4,100円、令和8年度診療報酬改定により約3,400円、これに1人当たりの子ども・子育て支援納付金額2,561円が新たに加わることから、1万7,477円増加し10万1,404円となったところでございます。

なお、今回、後期高齢者医療保険料調整基金等から100億円を活用し、約4,000円程度の上昇抑制を図ったところでございます。

次に、所得の高い方と所得の低い方の保険料についてお答えいたします。

年間保険料について、所得別に1人世帯における例を用いて説明させていただきます。まず、所得10万円、年金収入でいうと約120万円という所得の低い方には、負担軽減を図るため、医療分について、これまでの均等割額7割軽減を7.2割軽減に拡大することとしております。この場合ですが、医療分1万4,200円、子ども・子育て支援金分390円の合計1万4,590円が年間保険料額となります。次に、所得100万円、年金収入でいうと約210万円、均等割額2割軽減該当の場合ですが、医療分9万4,300円、子ども・子育て支援金分2,470円の合計9万6,770円が年間保険料額となります。最後に、給与所得があるなど、所得1,100万円の場合ですが、賦課限度額の上限までの年間保険料となり、それぞれ医療分85万円、子ども・子育て支援金分2万1,000円の合計87万1,000円が年間保険料額となります。

次に、少子化が続いている原因と背景に関する御質問についてお答えいたします。

国によりますと、令和2年5月に閣議決定された少子化社会対策大綱の中で、少子化の主な原因は、未婚化・晩婚化と有配偶出生率の低下であり、特に未婚化・晩婚化の影響が大きいとされております。その背景には、経済的な不安定さや出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担が依然として女性に偏っている状況、子育ての孤立感や負担感、子育てや教育にかかる費用負担の重さ、年齢や健康上

の理由など、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っているとされております。

次に、日本と諸外国との出生率の比較に関する御質問についてお答えいたします。

厚生労働省の統計によりますと、2024年の日本の合計特殊出生率は1.15となっております。また、国際比較を抜粋して申し上げますと、2024年の韓国の合計特殊出生率は0.75、2023年のアメリカの合計特殊出生率は1.62、2023年のフランスの合計特殊出生率は1.66、2022年のイギリスの合計特殊出生率は1.48となっております。

答弁は以上でございます。

○議長（大久保たかし） 石井俊雄議員。

○48番（石井俊雄） 第2質問を行います。

第1次答弁、ありがとうございました。2つ質問いたします。質問2のところでございますと、高額保険料としての限度額について伺います。それが1つ目です。

2つ目の再質問ですけれども、質問3のところ、少子化の原因をつくってきたのは労働組合の弱体化や、国が子育て支援に財源を投入しなかったことが大きな原因と考えます。広域連合の考え方を伺います。よろしく申し上げます。

○議長（大久保たかし） 櫻井資格保険料課長。

○資格保険料課長（櫻井靖久） まず、高額保険料としての限度額についてお答えいたします。

後期高齢者医療保険料の賦課限度額につきましては、先ほどの保険料の具体例でもお示しいたしましたが、医療分が85万円、子ども・子育て支援金分が2万1,000円となっております。

次に、少子化の原因についてお答えいたします。

広域連合としては、後期高齢者医療制度の運営を行っていることから、少子化の原因等について具体的な考えを持ち合わせておりませんが、先ほどの答弁のとおり、少子化対策を行っている国によりますと、経済的な不安定さや仕事と子育ての両立の難しさなどにより様々な要因が複雑に絡み合っているとのことでございます。

答弁は以上になります。

○議長（大久保たかし） 石井俊雄議員。

○48番（石井俊雄） 最後の質問に入ります。

少子化をつくってきた大きな原因は、先ほども申し上げましたけれども、30年間日本

の働く者、労働者の賃金が上がらなかったこと、上げなかったことが1つ大きくあるんですね。そのことによって結婚しにくい、あるいは子育て、子供を産み育てることがなかなか難しい、そういうことですよ。国はどうしたかと。国は、その子育てにかかる条件整備、お金を本当に支援をしてこなかった。子育て支援に国が予算を配分しなかったことが大きな原因だと思っています。つまり、最近の状況で言いますと、学校給食費を無償化しなかったり、この4月からは国のお金で小学校6年生まで給食費無償化になりますけれども、もっと早く給食費を無償化したり、あるいは子供の医療費ももっと早く。私の村では高校生まで無償化しておりますけれども、そういう問題も怠ってきた。あるいは大学までの授業料も無償化してこなかったなど、そういうことが少子化を進めた大きな原因だと思っています。したがって、後期高齢者の被保険者に支援金を求めるのではなくて、国に対して今回の支援金を求めていくべきだと私は思います。答弁をお願いします。

○議長（大久保たかし） 櫻井資格保険料課長。

○資格保険料課長（櫻井靖久） 国に今回の子ども・子育て支援金を求めることについてお答えいたします。

子ども・子育て支援金につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律及び関係法令により、広域連合が被保険者に対し保険料として賦課をし、市町村が徴収することとされております。広域連合といたしましては、法律の規定に基づき、その責務を果たしてまいります。

答弁は以上です。

○議長（大久保たかし） 次の質疑者、並木幹男議員。

○35番（並木幹男） 35番、山武市、並木幹男です。議案第5号、議案第6号について質疑をいたします。

1番目に議案第5号、一般会計予算の16ページ、広報広聴費のうち懇談会委員謝礼について、令和6年、7年度の取組状況と令和8年度の計画について伺います。

2番目に、一般会計17ページ、広報紙発行業務委託料について、令和7年、8年度の「広域連合だより」の印刷数と配布方法、その費用や事業の評価と今後の取組について伺います。

3番目に、一般会計17ページ、コールセンター業務委託料について、コールセンターの設置目的とこれまでの運用状況及び事業の評価と令和8年度の取組について伺います。

4番目に、議案第6号、特別会計54ページ、第5款保健事業について、千葉県後期高齢者医療広域連合では、平成28年度より高齢者保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定しています。広域連合では、平成28年度から平成29年度を第1期データヘルス計画、平成30年度から令和5年度を第2期データヘルス計画、令和6年度から令和11年度を第3期データヘルス計画として策定をしています。計画策定の目的として、被保険者ができる限り長く自立した日常生活を送ることができるよう、健康課題を明確化し、市町村の現状を把握した上で、関係市町村や医療機関等と連携を図りつつ、PDCAサイクルに沿って運用することで効果的で適切な保健事業を実施するためとされています。

第3期データヘルス計画中の令和6・7年度の成果を踏まえた8年度事業内容について何点か伺います。

1点目に、令和8年度事業予算を評価するために、令和6年、7年度に実施をした事務及び計画について伺います。

2点目に、特定健診、歯科健診、保健事業の取組団体の推移と特徴について伺います。

3点目に、先進的市町村の取組の特徴と生かすべき点について伺います。

4点目に、市町村との情報共有と支援について伺います。

5点目に、この計画の実績値と令和8年度の目標について伺います。

以上です。

○議長（大久保たかし） 答弁を求めます。

宮木総務課長。

○総務課長（宮木睦美） 私から議案第5号に関する質問についてお答えをいたします。

初めに、懇談会についてですが、令和6年度は年1回開催し、健康診査事業の受診率の向上等について御意見をいただきました。令和7年度も年1回開催し、令和8・9年度保険料率の改定やフレイル予防等についての御意見をいただいたところです。令和8年度は、議題によって複数回の開催を検討するなど、柔軟に対応してまいります。

次に、「広域連合だより」についてお答えいたします。

「広域連合だより」は年2回発行しています。印刷数と費用について、令和7年12月発行分が5万5,000部、費用額56万3,200円、令和8年3月発行予定分が5万6,000部、費用額55万4,400円を見込んでいます。令和8年度は、12月発行分と令和9年3月発行分をそれぞれ5万6,000部程度、費用額は合算して192万9,000円を計上しています。配布方法は、市町村窓口や県内高齢者施設のほか、県医師会や県歯科医師会、県薬剤師会

を通じまして、県内医療機関に窓口での設置に御協力をいただいております。また、広域連合ホームページにおいて、紙面を見やすい位置に掲載するなどの工夫をしたことで、より周知が図れたものと評価をしております。今後の取組については、各市町村や関係機関と連携し、より効果的な広報について検討してまいります。

最後に、コールセンター業務委託料についてお答えします。

コールセンターは、後期高齢者医療制度に関する被保険者の皆様からの様々な問合せに対して、迅速に対応することを目的として設置しているものです。これまでの運用状況として、対応実績は、令和6年度は1,714件、令和7年度も現時点で同程度の対応件数となっております。広域連合では、例年、保険料額決定通知書等の発送に伴い、7月から8月にかけて問合せ件数が増加いたしますが、その繁忙期を含めてコールセンターで対応することで、被保険者への丁寧かつ速やかな案内のほか、事務局職員の負担軽減にも寄与できたと考えております。このため、令和8年度についても、引き続きコールセンターを設置する方向で検討しております。

私からは以上です。

○議長（大久保たかし） 西谷給付管理課長。

○給付管理課長（西谷優人） 私からは令和6・7年度の成果を踏まえた8年度事業内容についてお答えいたします。

まず、令和6・7年度に実施した事業については、健康診査、歯科健康診査、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業などがあり、令和8年度についても同様の事業を実施する計画でございます。

次に、健康診査、歯科健康診査、保健事業と介護予防の一体的実施事業の取組団体の推移でございますが、健康診査は平成20年度から県内全54市町村で実施、歯科健康診査は平成29年度から全54市町村で実施、保健事業と介護予防の一体的実施事業は、令和4年度は30市町、令和5年度は42市町、令和6年度からは全54市町村で実施しております。事業の特徴といたしましては、歯科健康診査においては、舌の動き、物を飲み込む力など口腔機能の状態を調べる歯科口腔健康診査を実施していること、保健事業と介護予防の一体的実施事業においては、健康寿命の延伸を目指して、医療専門職による健康リスクの高い方への個別相談や指導、また、幅広い対象者への健康教育等を組み合わせた事業を実施しております。

次に、先進的市町村の取組の特徴と生かすべき点及び市町村との情報共有と支援につ

いてお答えいたします。

先進的市町村の取組でございますが、健康診査の受診率向上の取組として、SNSを活用した周知活動や、若い世代の健診と同時に実施することで家族の送迎により受診できるようにするといった取組がございました。今後、市町村への情報共有や支援を行っていく上で、このような先進的市町村の好事例も含め、県内全市町村の健康診査、歯科健康診査、保健事業と介護予防の一体的実施事業に関する計画や、実績データなどを情報共有し、保健事業の参考としてもらうとともに、今年度も実施いたしました市町村の担当職員を対象とした研修会において、好事例の発表や同規模市町村を1つのグループとし、担当者間で意見交換の場を設けるなど、保健事業の推進に取り組んでおります。

次に、計画の実績値と令和8年度の目標についてお答えいたします。

令和6年度の健康診査受診率は35.3%、歯科口腔健康診査受診率は11.5%で、いずれも目標値より低い状況でございます。保健事業と介護予防の一体的実施事業については、低栄養などの6指標のうち口腔を除く5指標で目標を達成しております。

次に、令和8年度の目標についてですが、健康診査の受診率については37.6%、歯科口腔健康診査の受診率については15.5%としていることから、テレビやラジオCMなどの受診勧奨を強化するとともに、歯科口腔健康診査については受診期間を1か月延長するなどし、受診率の向上に努めてまいります。また、保健事業と介護予防の一体的実施事業については、令和8年度において全ての指標で目標を達成できる見込みとなっております。

答弁は以上です。

○議長（大久保たかし） 並木幹男議員。

○35番（並木幹男） 御答弁ありがとうございました。2回目の質問で1点だけ伺いたいのですが、コールセンターの設置について再度伺います。答弁の中で、コールセンターは、後期高齢者医療制度に関する被保険者の皆様からの様々な問合せに対して、迅速に対応することを目的として設置しているものですということで、これまでの運用状況として、対応実績は、令和6年度は1,714件、令和7年度も現時点で同程度の対応件数となっておりますとのことでしたが、被保険者からの意見、要望等の問合せについて、どのように対応を行っているのか。また、令和6年度の問合せは1,714件あったということですが、その内容は公表されているのかどうか。また、次年度の施策に反映されているのか伺います。

○議長（大久保たかし） 宮木総務課長。

○総務課長（宮木睦美） コールセンターに関する質問について、対応はどのように行っていますかという回答としましては、過去の実績等で多かった質問と回答をまとめたQ&Aマニュアルを作成しまして、委託先事業者において対応しているところでございますけれども、質問の内容に応じまして広域連合の職員に引き継ぎをいただき、適切に対応を行っているところでございます。

また、内容の公表につきましては、個々に公表のほうはしておりませんが、広域連合のホームページにある「よくある質問」という部分がございます、そこに反映をしているところでございます。

また、施策への反映でございますけれども、いただいた質問や御意見を参考にいたしまして、分かりやすい広報に努めてまいります。

回答は以上になります。

○議長（大久保たかし） 並木幹男議員。

○35番（並木幹男） 以上、終わります。

○議長（大久保たかし） 次の質疑者、おだぎりたかし議員。

○18番（おだぎりたかし） 流山市議会のおだぎりたかしです。議案第6号、令和8年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算に関わり、保険料改定について、通告に従いまして3点質疑をいたします。

まず、1、今回、令和8年、9年度の1人年平均保険料は幾らになりますか。10万円以上になるのは初めてという理解でいいですか、お答えください。

次に、2番目として、1人年平均保険料で比較すると、前回、令和6年、7年度から幾らの増額となりますか。また、制度導入当初からは幾ら増額となり、約何倍となりますか、お答えください。

最後に、3つ目として、1人年平均保険料の改定幅はどのような推移をしているのでしょうか。今回の改定幅は過去の改定幅と比較をするとどのようなことが言えますか。

以上3点、お答えください。

○議長（大久保たかし） 答弁を求めます。

櫻井資格保険料課長。

○資格保険料課長（櫻井靖久） 私から1人当たり年平均保険料についてお答えいたします。

令和8・9年度における1人当たり平均年間保険料額は、医療分では9万8,843円、子ども・子育て支援金分では2,561円となります。医療分のみでは10万円を超えませんが、子ども・子育て支援金分を合わせますと10万1,404円となり、保険料としては初めて10万円を超えることとなります。

次に、1人年平均保険料の増額についてお答えいたします。

令和6・7年度保険料算定時における1人当たり平均年間保険料額は8万3,927円でございます。令和8・9年度の1人当たり平均年間保険料額と比較しますと、医療分のみでは1万4,916円、子ども・子育て支援金分を含めると1万7,477円の増額となっております。

次に、制度導入当初からの増額について、平成20・21年度においては、1人当たり平均年間保険料という算定は行っておりませんでした。平均年間保険料額の算出を始めた平成22・23年度改定時における1人当たり平均年間保険料額は6万4,909円であり、令和8・9年度の1人当たり平均年間保険料額と比較しますと、医療分のみでは3万3,934円の増額、約1.52倍の増加となっております。また、子ども・子育て支援金分を含めると3万6,495円の増額、約1.56倍の増加となっております。なお、平成21年度の賦課額を基とした平均年間保険料額である6万4,279円と比較しますと、医療分のみでは3万4,564円の増額、約1.54倍の増加となっております。また、子ども・子育て支援金分を含めると3万7,125円の増額、約1.58倍の増加となっております。

次に、1人年平均保険料の改定幅の推移及び今回の改定幅と過去の改定幅との比較についてお答えいたします。

1人当たり平均年間保険料額につきまして、過去から一定の推移をたどっているわけではありませんが、保険料率の算定期間によって改定の幅に差がありますけれども、総じて増加している状況でございます。詳細に申し上げますと、平成22・23年度が6万4,909円、平成24・25年度が6万5,139円で、比較すると230円の増、平成26・27年度が6万7,464円で2,325円の増、平成28・29年度が6万9,812円で2,348円の増、平成30・31年度が7万2,597円で2,785円の増、令和2・3年度が7万9,440円で6,843円の増、令和4・5年度が7万9,775円で335円の増、令和6・7年度が8万3,927円で4,152円の増となっております。

令和8・9年度の保険料率算定においては、医療給付費の増加や後期高齢者負担率の増加及び診療報酬改定の増加が過去と比較して大きかったことから、保険料調整基金な

どから100億円を活用し、4,000円程度の保険料額の上昇抑制の対策を講じてはなお、これまでと比較して増加の幅が大きくなっております。

答弁は以上です。

○議長（大久保たかし） おだぎりたかし議員。

○18番（おだぎりたかし） それでは、再質疑をさせていただきます。

厚生労働省の発表の資料によれば、収入別の保険料額の例として一定のモデルが示されていますので、確認させていただきます。基礎年金受給者、年金収入79万円の場合、平成21年度（2009年度）は年3,700円でした。また、平均的な厚生年金受給者、年金収入201万円の場合は、平成21年度（2009年度）の場合は年間4万7,000円となっています。現在、持ち合わせている数字や分かる範囲で結構ですが、同じ比較をした場合、令和7年、令和8年などの保険料はどのような変化をされているのか、お答えください。

○議長（大久保たかし） 櫻井資格保険料課長。

○資格保険料課長（櫻井靖久） 年金収入79万円及び年金収入201万円の1人当たり保険料についてお答えいたします。

まず、1人世帯における年間保険料額を現在、令和7年度の保険料率で試算いたしますと、年金収入79万円の場合が1万3,100円、年金収入201万円の場合が7万8,700円となります。

次に、今回提案させていただいております令和8・9年度の保険料率で試算しますと、年金収入79万円の場合が医療分1万4,200円、子ども・子育て支援金分390円、合計1万4,590円となり、年金収入201万円の場合が医療分8万5,900円、子ども・子育て支援金分2,240円、合計8万8,140円となります。

答弁は以上です。

○議長（大久保たかし） おだぎりたかし議員。

○18番（おだぎりたかし） それでは、要望させていただきたいと思います。

制度スタートから18年を迎えるわけですがけれども、数字については理路整然とお答えいただいているわけですがけれども、やはり県民の厳しい生活実態というのは広がっているのではないかと私は受け止めています。基礎年金受給者で平成21年のときは3,700円が、今度令和8年では1万4,590円、また、平均的な厚生年金受給者の場合でも、平成21年のときには4万7,000円が8万8,140円というふうになっているようですので、やはり県民の厳しい生活実感を肌身で感じながら制度設計や広報、もしくは市町村の窓口と

も連携を取った広域連合事務局としての業務に当たっていただきたいということは強く要望して、質疑を終わります。

○議長（大久保たかし） 次の質疑者、白井則邦議員。

○38番（白井則邦） 38番、酒々井町の白井です。よろしく申し上げます。私は議案第7号について質問いたします。

今回の改正の大きなところは、やはりほかの同僚議員も質問されていますけれども、大幅な保険料の上昇です。1人当たりの平均の保険料が、子ども・子育て支援金分を含めると10万1,404円、令和6・7年度の8万3,927円から比べると大幅な上昇になります。この点につきまして、各家庭が負担に耐えられるのか。また、保険料の収納率へ影響があるのかについてどのように考えているのか。このような観点から質問いたします。

まず、1つ目ですけれども、今回、予定収納率99.41%とされていますが、この算定根拠をお願いいたします。

そして2番目ですけれども、特別徴収と普通徴収、この想定割合と各予定収納率をお願いします。

そして3点目ですけれども、1人当たりの平均保険料、約10万円になります。本当に大幅な引上げになりますが、その影響をどのように考えているのか、お答えいただきたいと思います。

以上、よろしくようお願いいたします。

○議長（大久保たかし） 答弁を求めます。

櫻井広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（櫻井文明） 私からは1人当たりの平均保険料の大幅な引上げの影響についてお答えをさせていただきます。

保険料率の算定に際しまして、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項におきまして、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないと規定されております。このような中、令和8・9年度の保険料率におきましては、医療の高度化等に伴う1人当たりの医療給付費の増加のほか、出産育児支援金の激変緩和措置の終了、後期高齢者負担率の増加、診療報酬のプラス改定に加えて子ども・子育て支援納付金が新たに加わることから、増額となったところでございます。

広域連合といたしましては、後期高齢者医療保険料調整基金などから100億円を活用し、保険料の上昇抑制を図るとともに、医療分につきましては、これまでの均等割額7

割軽減を7.2割軽減に拡大することにより、所得の少ない方への負担軽減を図ったところでございます。

後期高齢者医療制度を安定的に運営していくためには、今回の保険料率改定は必要な見直しであり、このことは被保険者の方が安心して医療を受けられることに寄与するものと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（大久保たかし） 櫻井資格保険料課長。

○資格保険料課長（櫻井靖久） 私からは予定収納率の算定根拠についてお答えいたします。

予定収納率の算定根拠についての根拠法令は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第18条第3項第2号及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第89条に規定されております。詳細に申し上げますと、特別徴収の方法により徴収することが見込まれる保険料の収納率については、当該賦課した保険料額がすべて徴収されるものとして見込むものとし、普通徴収の方法により徴収することが見込まれる保険料の収納率については、後期高齢者医療広域連合に加入している市町村における過去の普通徴収に係る収納率の実績等を勘案して見込むものとされております。

次に、特別徴収、普通徴収の想定割合と各予定収納率についてお答えいたします。

令和8・9年度における収納額について、特別徴収が全体の約55%、普通徴収が全体の約45%と見込んでおります。また、特別徴収の予定収納率は100%、普通徴収の予定収納率は98.70%と見込んでおります。

答弁は以上です。

○議長（大久保たかし） 白井則邦議員。

○38番（白井則邦） どうも御答弁ありがとうございます。

まず、特別徴収については全て徴収がされているということで、また、普通徴収については過去の実績に基づくということでした。ただ、特別徴収が約55%で普通徴収が約45%ということでした。まず、私は過去の議事録を見たところ、平成28年度末の数字なんですけれども、特別徴収は50万6,326人と約69%で、普通徴収が23万524人と約31%でした。ただ、今回お答えいただいたのが恐らく金額ベースだと思うんですけれども、恐らく平成28年は人数ベースだと思いますので、人数ベースだと以前とあまり変わらないのか、それとも普通徴収の割合が増えているのかお答えいただきたいと思います。

それから、次ですけれども、まず普通徴収についてです。普通徴収の方の定義ですけれども、まず年金額が18万円未満の方、または後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方、もしくは特別徴収の対象となる方でも申出により口座振替による普通徴収に変更された方となっております。つまり、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える、金額が上昇すると超える方が増えると思うんですけれども、この保険料上昇によって普通徴収の割合が上昇すると考えられますが、その理解でよろしいのでしょうか。

それから、3点目ですけれども、保険料が上がれば納付できない方が増え、収納率が下がると普通は考えると思うんですけれども、今回の予定収納率は実績に基づくところでしたけれども、この点は考慮されているのでしょうか。

それから、4点目になりますけれども、今回、本当にこの物価高の中、保険料が大幅な上昇をしています。保険料が上がってしまうと、制度を維持するために高齢者の生活が犠牲になってしまう可能性もあります。毎年、敬老の日に総務省の統計局が「統計から見た我が国の高齢者」というデータを公表しています。これは高齢者の年齢階級別就業率は、いずれもおとし、2024年のデータは過去最高だったんですけれども、75歳以上の後期高齢者の就業率は2014年は8.1%、それが2024年は12.0%、4%上昇しています。今本当に工事現場の立会いとか見張りをしている方は高齢者の方が異様に増えています。今、生活のために就労されている方が増えているというのが実態です。質問なんですけれども、今回の保険料は大幅な値上げですけれども、生活への影響も大きいと考えられます。今回値上げをした場合に、後期高齢者世帯の生活に対してどのような影響があるのか、このようなものについては何らかの形で調査・研究されたのでしょうか、お答えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（大久保たかし） 櫻井資格保険料課長。

○資格保険料課長（櫻井靖久） 私からは普通徴収の割合について、人数ベースでは以前と比較し増えているのかについてお答えいたします。

令和6年度の実績から申し上げますと、特別徴収の方は72万7,062人で全体の約73%、普通徴収の方は26万8,457人で全体の約27%となっております。議員のおっしゃられた平成28年度の人数と比較いたしますと、特別徴収の方の割合が増加しているところでございます。

次に、保険料が上がれば年金受給額の2分の1を超える方が増え、普通徴収の割合が

上昇すると考えられるかについてお答えいたします。

被保険者の年金等の収入に変化がない場合、議員御指摘のとおり、保険料額が増加することに伴い普通徴収の割合は上昇することが考えられます。

次に、予定収納率に関して、保険料が上がることに伴い、納付できない方が増えることを考慮しているかについてお答えいたします。

制度発足当初より保険料額の増加は続いてまいりましたが、これまでの収納率の実績に特に目立った変化はなかったことから、今回の保険料率算定に関する予定収納率の設定は、近年の収納率の実績を踏まえ、99.41%としております。

私からは以上でございます。

○議長（大久保たかし） 西谷給付管理課長。

○給付管理課長（西谷優人） 私からは、今回の値上げをした場合に後期高齢者世帯の生活に対してどのような影響があるかの調査・研究についてお答えいたします。

今回の保険料の値上げに伴う影響について調査・研究は行っておりませんが、厚生労働省が公表している令和4年度の家庭の生活実態及び生活意識に関する調査によりますと、家計の状況について高齢者世帯の4割程度が赤字になる月があるとの回答結果であったことは承知しております。

答弁は以上です。

○議長（大久保たかし） 白井則邦議員。

○38番（白井則邦） どうも御答弁ありがとうございます。

最後、要望になります。今お答えいただきました、まず滞納率について影響がないと考えているということ、これはちょっとどうなのかなというところを思います。また、保険料の値上げについて、その影響を調査・研究されていないということですが、これも問題だと思います。平成28年の保険料の約7万1,000円ですね。令和6年度については約8万4,000円。つまり、10年弱の上昇については1万3,000円ぐらいです。今回、10年分以上の金額が上がるということなんです。これは、今まで影響がなかったから同じように考えているというのは少し問題があるのではないかなと思います。家計にどうして影響があると考えなければいけないのかというところなんですけれども、まず、保険料が増えてしまうと滞納率が増える。そうすると、予算についても影響があります。もしも収納率が減ってしまった場合に、予算がまた逼迫してしまう。そうすると、せっかくつくった予算を、また補正しなければいけない。そういうようなところがあるので、

ここはしっかりと考えなければいけないはずですが。また、保険料が上がってしまった場合に、健康などへの影響も考えられます。保険料を納めるために、例えば今、暖房を減らすということがよく行われています。食費がかかる。減らせるのは何かというと、やっぱりそういう暖房とか本当に健康に影響のあるところなんですね。また、医療にかかる機会をちょっと減らそうということで、軽いときに病院にかかればそれで済んだのに、それを我慢したばかりにかえって重くなって医療費が増えてしまう、こういうような影響もあります。ですから、家計への影響ということは、こういう大幅な上昇をするときは必要だと私は考えます。これは本当に次回以降きちんと調査して、それでどういう影響があるのかということ、ぜひとも御検討いただきたいと思います。

ただ、保険料というのがどうやって決まるかということ、やはり収支の均衡を考えなければいけない。そのようにもう法で決まっているということ、先ほど御答弁いただきました。そういうことで、調査の結果、影響があるといっても、結局上げざるを得ないというところもあるとは思いますが。ただ、この点について広域連合も何もしていないわけではなかったと思います。まず、先ほど調整基金のほうから100億円出しているということ、ほかの同僚議員にも御答弁いただきました。ただ、その残高が令和5年度末140億円だったんですけれども、令和7年度予定残高74億円と半減しております。今回については、財政安定化基金から約26億円活用するというので、何とか前回並みの100億円を実現していますけれども、これは、ただ国が自動的にしてくれたわけではなくて、令和7年6月4日、全国後期高齢者医療広域連合協議会が国に対して要望を出しているんですね。財政安定化基金を保険料の増加抑制のために活用できる仕組みとして恒久化することを求めた、その結果だと思えます。また、ほかにも去年の11月13日に、同じように定率の国庫負担割合の増加を求めている。こういう要望も出しています。なので、広域連合としても何もしていないわけではありません。しかし、今のままですと本当に制度としてやっていけるのか、大きな岐路にあると思います。国の関与を求めて、本当に今のままですと制度が危ないということで、継続的に国に負担の増加を要望し、高齢者の生活を守りながら、この後期高齢者医療制度を維持するというのを、ぜひとも実現していただきたいと思えます。

以上、要望になりますけれども、ぜひとも御検討ください。よろしくお願ひいたします。

私の質問は以上になります。

○議長（大久保たかし） 次の質疑者、谷岡隆議員。

○14番（谷岡 隆） 習志野市選出の谷岡隆です。本日は、議案質疑と討論を行わせていただきます。よろしく申し上げます。

まず、議案第5号、令和8年度一般会計予算について1点伺います。

歳出第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費の4. 広報広聴費についてです。前年度比で3倍近い増額となったのはなぜなのか伺います。

次に、議案第6号、令和8年度特別会計予算について2点伺います。

まず、基金活用についてです。第10期における保険料調整基金と財政安定化基金の活用について伺います。そして、その活用後の基金残高について伺います。

次に、歳入についてです。千葉県の場合、県支出金は療養給付費負担金と高額医療費負担金のみとなっています。保険料負担軽減などのために、県に対して財政負担の増額を求めるべきではないでしょうか。

議案第7号、後期高齢者医療に関する条例の一部改正について伺います。

厚生労働省が12月23日に令和5年所得再分配調査の結果を公表しました。高齢化等により再分配前の当初所得のジニ係数、すなわち所得格差係数は、過去最大の0.5855となり、格差が拡大していることが明らかとなりました。社会保障や税による所得再分配を考慮した世帯平均再分配年所得も減少しており、当初所得と再分配所得の双方で格差が拡大している結果となりました。高齢化が進み、所得の低い世帯が増えたことが拡大の要因となっています。多くの被保険者が格差社会の下層に位置していることを、連合長はどのように認識されているのでしょうか。そして、このことは保険料率の改定で考慮されているのでしょうか。

75歳以上の高齢者の経済状況を考えたとき、提案の保険料率は多くの被保険者にさらなる過重負担をもたらすこととなります。連合長の見解を伺います。

以上で第1回目の質疑といたします。

○議長（大久保たかし） 答弁を求めます。

櫻井広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（櫻井文明） 私からは、提案の保険料率は多くの被保険者にさらなる過重負担をもたらすという御質問についてお答えいたします。

保険料率の算定に際しまして、法律におきまして、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つものでなければならないと規定されております。このような中、令和8・9年度の

保険料率におきましては、医療の高度化等に伴う1人当たりの医療給付費の増加のほか、国の制度の見直しにより、出産育児支援金の激変緩和措置終了、後期高齢者負担率の増加、診療報酬のプラス改定に加えて、子ども・子育て支援納付金が新たに加わることから増額となったところでございます。

そこで、後期高齢者医療保険料調整基金等から100億円を活用し、保険料の上昇抑制を図るとともに、医療分につきましては、これまでの均等割額7割軽減を7.2割軽減に拡大することにより、所得の少ない方への負担軽減を図ったところでございます。

後期高齢者医療制度を安定的に運営していくためには、今回の保険料率改定は必要な見直しであり、このことは被保険者の方が安心して医療を受けられることに寄与するものと考えております。

今後も財政運営と被保険者負担のバランスを考慮しつつ、保険者として適切な制度運営に尽力してまいります。

私からは以上でございます。

○議長（大久保たかし） 宮木総務課長。

○総務課長（宮木睦美） 私から議案第5号及び第6号に関する質問についてお答えします。

初めに、議案第5号、歳出についてです。

広報広聴費は、令和7年度当初予算5,089万2,000円に対し、令和8年度当初予算1億4,501万円となり、増加額は9,411万8,000円、前年度比で約3倍となっています。増額理由は、令和8年夏以降の資格確認書の取扱い等を周知するため、被保険者向けのリーフレット印刷や郵送料を新規で計上したためです。なお、増額分の財源は全額国庫支出金となります。

次に、議案第6号に関する質問についてお答えします。

初めに、保険料率算定における基金の活用についてです。第10期の保険料率は、第9期までと比較し上昇要因が大きいことから、千葉県と協議を行い、増加抑制策として基金から2年間で100億円を活用することとしました。現時点では、広域連合が管理する後期高齢者医療保険料調整基金から令和7年度末残高見込額の全額約74億円と、千葉県が管理する千葉県後期高齢者医療財政安定化基金から約26億円の活用を見込んでいます。なお、基金活用後の令和9年度末残高見込みは、財政安定化基金が約40億円となります。

続いて、千葉県の財政負担についてお答えします。

県の財政負担は、高齢者の医療の確保に関する法律の第96条において、療養給付費負担金が負担対象総額の12分の1、高額医療費負担金が4分の1のほか、第99条において、保険基盤安定負担金が4分の3と規定されており、広域連合はこれに基づいた額を歳入として計上しております。県に対する財政負担の増額要望について、広域連合としては、今後も保険料率の算定状況を踏まえ、必要に応じて財政安定化基金の活用について、県との協議を検討してまいります。

私からは以上です。

○議長（大久保たかし） 櫻井資格保険料課長。

○資格保険料課長（櫻井靖久） 私からは、多くの被保険者が所得の低い状況であることについての認識と、このことが保険料率改定に考慮されているかについてお答えいたします。

所得の低い方が多いという状況であることの認識につきましては、保険料の賦課が所得に基づき算出するものでありますので、その中で被保険者の状況につきましては把握しているところでございます。また、賦課される保険料は被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される応能分としての所得割額と、受益に応じて等しく被保険者に賦課される応益分としての被保険者均等割額の2つによって構成されており、所得の低い方ほど負担が軽減されるよう配慮されるものとなっております。さらに、所得の低い方につきましては、被保険者均等割額におきまして、その所得に応じて7割、5割、2割の3段階で軽減することとなっております。今回の改定に当たっては、7割の軽減の方に対し、さらなる軽減として0.2割上乘せをし、7.2割の軽減を行うこととしております。

答弁は以上です。

○議長（大久保たかし） 谷岡隆議員。

○14番（谷岡 隆） それでは、再質疑を行います。

まず、議案第5号の再質疑です。これは並木議員の質疑と若干重なるところがありますけれども、御答弁をお願いします。

広報広聴費が大幅に増えましたので、私としては被保険者や県民の声を聞く機会を増やす施策が取られるのかと期待をしていたのですが、そうではなかったようです。私は、昨年11月の決算審査において、後期高齢者医療懇談会の回数を、少なくともコロナ前の回数まで戻すことを要望しました。新年度予算案については、懇談会関連の予算はほとんど変化がありませんが、前年度並みの回数との理解でよいのでしょうか。回数を増や

す考えはないのでしょうか。

次は、議案第6号と第7号にまたがる再質疑です。

第1に、75歳以上の高齢者、被保険者の保険料負担の増大が続く中で、財政安定化基金活用以外の県からの財政支援は求めないのでしょうか。

第2は、被保険者の負担能力についてです。これは75歳以上の高齢者は、中にはお金持ちの方もいらっしゃるでしょう。しかし、多くを見れば、もう所得、収入が限られている世帯が多くを占めているというのが実態だと思います。昨年11月の決算審査の答弁からも明らかなように、保険料の滞納者数は年々増加し続けておりまして、以前の短期保険証も発行が増加をし、差押件数も増加し続けています。現時点でも保険料を払い切れない被保険者が増えていると考えられます。第10期の保険料値上げで困難な層がさらに拡大するのではないのでしょうか。被保険者の負担能力が限界に来ていると考えますが、見解を伺います。

○議長（大久保たかし） 宮木総務課長。

○総務課長（宮木睦美） 私から、初めに懇談会関連の質問について御回答いたします。

懇談会に関する予算としまして委員謝礼を計上しております。令和7年度当初予算24万円に対し、令和8年度当初予算26万円となり、増加額は2万円となっております。増額理由は、懇談会の委員数を1名増やしたことによるものです。開催は、令和7年度は年1回開催しており、今後は議題によって複数回の開催を検討するなど、柔軟に対応してまいります。

次に、県からの財政支援についてですが、広域連合としては、今後必要に応じて財政安定化基金の活用について県との協議を検討することとしており、県に対し財政支援を求める考えはございません。

私からは以上です。

○議長（大久保たかし） 櫻井資格保険料課長。

○資格保険料課長（櫻井靖久） 私からは被保険者の負担能力が限界に来ていると考えないかについてお答えいたします。

先ほどの答弁のとおりとなりますが、おおむね2年を通じ財政の均衡が保てるよう、後期高齢者医療制度を安定的に運営していくためには、今回の保険料率改定は必要な見直しであり、このことは被保険者の方が安心して医療を受けられることに寄与するものと考えております。今後も財政運営と被保険者負担のバランスを考慮しつつ、保険者と

して適切な制度運営に尽力してまいります。

答弁は以上です。

○議長（大久保たかし） 谷岡隆議員。

○14番（谷岡 隆） それでは、再々質疑ということで、最後の質疑となります。

議案第5号については、これは要望とさせていただきます。

高齢者の経済的困難、所得格差の拡大などが深刻になっていく中、被保険者や県民の声を聞く機会がコロナ前よりも縮小しているというのは、私としては納得がいきません。特に今回は保険料率改定に当たって、年度後半の後期高齢者医療懇談会は開かれず、保険料率改定の試算の数字を公表して意見を聞くこともされませんでした。必要に応じて今後開いていくということですが、やはり以前のように年2回は開いて、データヘルス計画の達成状況など様々な議題があるかと思えます。そういった面でも御意見を伺うとともに、特に2年に1回の保険料率改定の年は、年度後半、きちんと試算額も示しながら御意見を伺うように強く要望します。また、この懇談会以外の県民の声を聞く機会も増やしていくことを強く要望します。

議案第6号と第7号の保険料率値上げについては、私としては、最後は責任者である連合長の見解をぜひとも伺いたいと思うんですけれども、高齢者の経済的負担を増やすのは、やはり先ほどからも質疑の中でありましたように、もはや限界に来ているのではないかと考えられます。千葉県または全国後期高齢者医療広域連合協議会から国に対して制度の抜本的改善、国の財政投入の拡大などを、より強く求めていくべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（大久保たかし） 宮木総務課長。

○総務課長（宮木睦美） 私から国に対する要望について御回答いたします。

広域連合といたしましては、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、国に対し、後期高齢者医療制度が持続可能で安定した保険財政運営が行えるよう、制度の見直しを行う際にはできる限り負担のかからない制度設計とすることや、定率国庫負担割合の増加等の国の財政支援の拡充について、昨年6月と11月に要望したところでございます。

私からは以上となります。

○議長（大久保たかし） 以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論及び採決に入ります。

まず、議案第1号について。ただいまのところ討論の通告はありません。

これをもって討論を終結いたします。

議案第1号について採決いたします。

本件を可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大久保たかし） 起立全員であります。

よって、議案第1号は可決されました。

次に、議案第2号について。ただいまのところ討論の通告はありません。

これをもって討論を終結いたします。

議案第2号について採決いたします。

本件を可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大久保たかし） 起立全員であります。

よって、議案第2号は可決されました。

次に、議案第3号について。ただいまのところ討論の通告はありません。

これをもって討論を終結いたします。

議案第3号について採決いたします。

本件を可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大久保たかし） 起立全員であります。

よって、議案第3号は可決されました。

次に、議案第4号について。ただいまのところ討論の通告はありません。

これをもって討論を終結いたします。

議案第4号について採決いたします。

本件を可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大久保たかし） 起立者全員であります。

よって、議案第4号は可決されました。

次に、議案第5号について。討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

谷岡隆議員。

[14番 谷岡 隆 登壇]

○14番（谷岡 隆） 習志野市選出の谷岡隆です。議案第5号、令和8年度一般会計予算に反対の討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を、その年齢に至るまでの医療保険制度から追い出し、高齢者に負担増や安上がりの医療を押しつけ、医療給付費を大幅に削減するものであり、こうした制度は抜本的に改める必要があると考えます。

千葉県広域連合の一般会計予算について見ますと、様々な困難を抱える高齢者、被保険者の声を聞く機会がほとんどないという問題があります。昨年11月の定例会でも指摘しましたが、意見を伺う数少ない機会であった後期高齢者医療懇談会も年1回開催に縮小された状態が続けられていることが答弁で明らかとなりました。県民の御意見を伺う機会がおろそかにされているのは問題です。懇談会、またはそれ以外の広聴の場を増やすことを強く要望し、一般会計予算への反対の討論といたします。

以上です。

○議長（大久保たかし） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

議案第5号について採決いたします。

本件を可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大久保たかし） 起立者多数であります。

よって、議案第5号は可決されました。

次に、議案第6号について。討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

石井俊雄議員。

[48番 石井俊雄 登壇]

○48番（石井俊雄） 長生村から選出されております石井俊雄でございます。議案第6号に対しての反対討論を行います。

今回の議案第6号に対しての質疑でも明らかになりました日本における少子化の傾向は、子育て支援にお金がかかり過ぎることです。大学まで育てる教育費は1人1,000万円以上とも言われております。それに見合う働く者の収入、賃金の上昇が諸外国と比べると、この30年全く上がらなかったということが問題であります。この原因は、ここは労働組合の会議ではありませんけれども、日本における労働組合の運動の

弱体化によって、ストライキをもって賃上げの戦いをやるとか、そういうことが大変弱くなっているということが大きな原因の一つだと思っています。そして、国が子育て支援に予算をこの間けちってつけてこなかったことで、保護者による負担が大きくなっている、そういうことが原因だと思っています。よって、後期高齢者医療広域連合に子ども・子育て支援金を求めるのではなくて、国が必要な予算を投入することが大事なのです。したがって、被保険者に負担を求める保険料の値上げをするということについて反対をいたします。

以上であります。

私はこの4月が村議会選挙になりますので、場合によっては、今日が最後になるかと思えますけれども、皆さんお元気で御活躍されてください。

以上であります。

○議長（大久保たかし） 谷岡隆議員。

〔14番 谷岡 隆 登壇〕

○14番（谷岡 隆） 習志野市の谷岡隆です。議案第6号、令和8年度特別会計予算への反対の討論を行います。

本当は議案第6号と第7号は一括討論としたいところなんですけれども、申合せ上できませんので、2つに分けた討論となるかと思えます。

昨年11月の決算審査で明らかになったように、保険料滞納による滞納者数は増え続けています。令和6年度は県内で1万3,579人に達しました。差押件数も増え続け、令和6年度は609件に達しました。そして短期被保険者証は、廃止された令和7年1月末の時点で、令和6年度は前年度を超える609件に達していました。恐らくこれは年度を通して発行が続けられていたら、さらに大きく前年度よりも増えたものと考えられます。年金は上がらず、高齢化等による所得格差が拡大傾向にある中、保険料値上げは高齢者の生活を押し潰すものとなっています。高齢者の経済的負担を増やすのは、もはや限界ではないでしょうか。今回の保険料の大幅値上げに反対するとともに、千葉県に対して県支出金の増を求め、そして千葉県広域連合、または全国後期高齢者医療広域連合協議会から国に対し、制度の抜本的改善、財政投入の拡大、減らされてきた高齢者医療への国庫負担の抜本的な増額などを求めることを連合長に強く要求をし、新年度の特別会計予算への反対の討論とします。

以上です。

○議長（大久保たかし） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

議案第6号について採決いたします。

本件を可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大久保たかし） 起立者多数であります。

よって、議案第6号は可決されました。

次に、議案第7号について。討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

谷岡隆議員。

[14番 谷岡 隆 登壇]

○14番（谷岡 隆） 習志野市の谷岡隆です。今度は議案第7号について、先ほどの続きというような形になりますが、討論を行わせていただきます。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで負担増と差別医療を押しつける、かつては現代の姥捨て山とまで言われた制度です。今後も保険料窓口負担の引上げが続けられようとしています。

2008年度の制度導入以来、2年ごと9期にわたって保険料値上げが実施され、千葉県においては一旦抑えられるということもありましたけれども、全国的にはどんどん値上げがされている。そして、高齢者の生活を圧迫する重大要因となっています。今回、基金活用が行われることは大いに評価するものではあります。それでも保険料値上げが止まりません。

大きな要因の一つが、後期高齢者負担率が制度発足当時は10%だったものが、令和6から7年度は12.67%となり、新年度は13.27%と、さらに引き上げられたことがあります。窓口負担も17年間増え続けています。ただでさえ負担が重過ぎる中、子ども・子育て支援金まで上乘せする予算案は承服しかねます。

先ほど御紹介いたしました。厚生労働省が発表した令和5年所得再分配調査の結果を見ますと、高齢化等により再分配前の当初所得のジニ係数、所得格差係数は過去最大となっています。そして、社会保障や税による所得再分配を考慮した世帯平均再分配年所得も減少しており、当初所得と再分配所得の双方で格差が拡大をしています。これが高齢化の中で進んでいるというのが実態です。高齢化が進み、所得の低い世帯が増えたことが拡大の要因となっています。多くの被保険者が格差社会の下層に位置していると

というのが実態ではないでしょうか。

今回の保険料値上げについては、従来の保険料率に加え、公的医療保険料に上乗せ徴収する子ども・子育て支援金の負担が加わり、1人当たり平均年間納付額が10万1,404円となり、初めて10万円を超えることとなりました。高齢者の生活実態について、当局は承知しているというふうには言っていますが、それで終わっては、保険者としてよいのかという姿勢が問われます。75歳以上の高齢者の医療制度は、もともと税財源の投入なしでは成り立ち得ないものです。国、県に財政投入をさらに求めていくこと、それによって保険料の異常な高騰を今後抑えていくことを強く求め、第7号への反対討論いたします。

以上です。

○議長（大久保たかし） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

議案第7号について採決いたします。

本件を可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大久保たかし） 起立者多数であります。

よって、議案第7号は可決されました。

◎一般質問

○議長（大久保たかし） 日程第11、一般質問。これより一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、発言方法については、申合せ事項に基づき、発言時間は答弁を含め15分以内、発言回数については、会議規則に規定のとおり3回を超えることができません。これら規定を遵守の上、発言をお願いいたします。

畑場博敏議員。

〔46番 畑場博敏 登壇〕

○46番（畑場博敏） 46番の一宮町の畑場博敏でございます。一般質問を行います。

これまでの質疑、討論で大体問題点があぶり出されてきておりますけれども、もう一

度一般質問という形で行いたいと思います。

昨年11月議会でも、一般質問として後期高齢者医療被保険者の置かれている生活環境は大変厳しい。支払い保険料は平成20年の制度発足以来、毎回上昇。今回の第10期令和8年、9年で医療分に加えて子ども・子育て支援金分が加算される。このような実態になっております。後期高齢者の収入は年金等が中心となる。しかも、都市部と農村部では格差がある。特に農村部では、国民年金の老齢基礎年金、これのみという被保険者も多い実態であります。20歳から国民年金に加入して、65歳から支給、給付を受ける。こういった場合、令和7年の支給額は幾らになるのか、まず伺いたいと思います。

連合長は今回の新年度予算提案に当たって、被保険者の生活実態にどう寄り添い、どう守ろうとしているのか。まず、生活実態への認識と負担軽減のための対策をどう取ったのか伺いたいと思います。お願いします。

○議長（大久保たかし） 答弁を求めます。

西谷給付管理課長。

○給付管理課長（西谷優人） 私からは国民年金の令和7年の支給額と被保険者の生活実態をどう認識しているのかについてお答えいたします。

まず、国民年金の支給額ですが、年金事業の運営を行っている日本年金機構によると、令和7年度の国民年金は月額6万9,000円程度とのことです。

次に、生活実態への認識でございますが、厚生労働省が公表している家庭の生活実態及び生活意識に関する調査によりますと、家計の状況について、高齢者世帯の4割程度が赤字になる月があると回答しており、このような状況から、節約されながら生活されていることと承知しております。

私からは以上です。

○議長（大久保たかし） 櫻井資格保険料課長。

○資格保険料課長（櫻井靖久） 私からは負担軽減のための対策についてお答えいたします。

広域連合としては、収支の均衡が図れるよう保険料率を定めているところですが、今回の算定におきまして、後期高齢者医療保険料調整基金及び後期高齢者医療財政安定化基金から計100億円を活用し、約4,000円程度の上昇抑制を図ったところでございます。また、高齢者の医療の確保に関する法律施行令などに基づき、所得の低い方に対して均等割額の軽減を行っており、今年度に引き続き来年度も2割軽減と5割軽減となる方の

所得基準額を引き上げ、軽減対象者の拡大を行うこととしております。さらに、7割軽減の対象者にあつては、医療分の令和8・9年度に限り軽減を0.2割上乘せし、7.2割軽減といたします。なお、子ども・子育て支援金分についても、均等割額の7割・5割・2割軽減を行い、被保険者の方の負担軽減を図ってまいります。

答弁は以上でございます。

○議長（大久保たかし） 畑場博敏議員。

○46番（畑場博敏） 再質問を行いたいと思います。

1回目の御答弁ありがとうございました。高齢者の生活実態については、4割程度の世帯が赤字になる月がある、このような回答をいただきました。よく分かりました。しかし、一旦体調を崩して病気入院ともなれば、生活が崩壊しかねない深刻な実態であることもよく分かったと思います。負担軽減策についても、保険料軽減のために使える各基金から100億円の活用と、所得の低い方への7割軽減、これを7.2割軽減に引き上げる、こういうような対策が取られているというふうに伺いました。そのような各種の対策を講じて、なお医療分で1万4,916円のアップ。加えて子ども・子育て支援金分2,561円が追加され、年間納付額が1万7,477円アップの10万1,404円、このように大幅アップになってくるわけであります。これは小手先の改善では解決しない。根本的な構造的な問題にメスを入れる、こういった必要があると思います。

そもそも後期高齢者医療制度の歴史的成り立ちを振り返ってみますと、平成18年6月の健康保険法の一部改正で、この制度、老人保健法が改正されて、平成20年4月1日より後期高齢者医療制度の創設がされました。以来、2年を1期として保険料が見直され、今期目でちょうど10期目を迎えます。目的は、現役世代と高齢者世代の負担を明確に分け、医療の持続可能性を高める、このような説明がされました。しかし、制度発足当初からこの制度は不評でありました。高齢者の年齢で囲い込み、これまでの国保や健保から追い出し別枠の制度に囲い込む。夫婦であっても別々になっていくわけであります。財政も大まかに公費が約5割、現役世代からの支援金が4割、被保険者が1割を負担する。こういうような実態から始まったわけでありますけれども、後期高齢者の健康状態は現役世代に比べて病気のリスクが大きい。このような特徴があります。また、2022年から23年、この25年にかけて団塊の世代が後期高齢者へ突入する。このようなために医療給付費が増加する。こういうことはもう最初から見込まれていたわけであります。この医療制度の構造的な問題として、初めから後期高齢者の収入は年金等が中心となり、地

域間格差もある。医療給付費は、病気リスクが高い上に、医療の高度化もあって年々増大する。このような傾向が初めから想定されていました。この構図の中では、負担のしわ寄せを後期高齢者が負ってしまうことになる、こういった仕組みであります。この制度の中で、後期高齢者を少しでも救済しようとする、この精神が全く感じられない、このような運営になっております。

加えて、長引く物価高騰の中で、年金はマクロ経済スライドによって低く抑えられる。その年金から保険料は天引きです。先ほどの質疑でもありましたけれども、特別な事情がなければ、普通徴収でなく天引きで行う特別徴収、こういった中で収納率は高くなる。これは当たり前であります。

今までの質疑、それから討論でも分かったように、もう限界ぎりぎりになっています。こういった中で、今回新たに子ども・子育て支援金を保険料に上乗せするという。支援金を出すのであれば、これは国が賄うべきであります。連合長はこの厳しい状況に当たり、国への意見具申をどう行ってきたのか伺いたいと思います。

法律どおり運営に当たっていても、実際の運用と矛盾が出れば、現場からの意見を上げ、是正するのが政治であります。連合長の見解を再度伺うものであります。

○議長（大久保たかし） 宮木総務課長。

○総務課長（宮木睦美） 私から抜本的な国費投入に対する国への意見具申についてお答えをいたします。

広域連合としては、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて国に対し、後期高齢者医療制度が持続可能で安定した保険財政運営が行えるよう、定率国庫負担割合の増加等、国の財政支援の拡充について、昨年6月と11月に要望をしたところでございます。

私からの回答は以上でございます。

○議長（大久保たかし） 畑場博敏議員。

○46番（畑場博敏） ありがとうございます。先ほどからの答弁で同じことが繰り返されておりますけれども、ここは要望ただけで済ませるのではなくて、やはり現場からの声を反映させた予算案を提案しなければならない。国が出さないのであれば県にも要望する。こういったことを強く求めて一般質問を終わります。

以上です。

○議長（大久保たかし） 以上で一般質問を終結いたします。

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（大久保たかし） 日程第12、委員会の閉会中継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員会において調査中の事件につき、委員長から会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大久保たかし） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

◎閉議宣告

○議長（大久保たかし） 以上をもって本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（大久保たかし） これをもって令和8年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

閉議・閉会 午前11時50分

会 議 録 署 名 議 員

議 長 大 久 保 た か し

副 議 長 滝 口 一 浩

会 議 録 署 名 議 員 渡 辺 厚 子

会 議 録 署 名 議 員 岩 瀬 麻 理

議 決 結 果

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
議案第1号	千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和8年2月9日	全会可決
議案第2号	千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃	全会可決
議案第3号	令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）	〃	全会可決
議案第4号	令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）	〃	全会可決
議案第5号	令和8年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	〃	多数可決
議案第6号	令和8年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算	〃	多数可決
議案第7号	千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	多数可決

(会議配付資料)

令和8年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会議事日程

令和8年2月9日（月）午前10時開議

（一括議題）

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第3号 令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 第7 議案第4号 令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第5号 令和8年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第9 議案第6号 令和8年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
- 第10 議案第7号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 一般質問
- 第12 委員会の閉会中継続調査の件

令和8年 第1回 千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会議席表

給付管理課 課長補佐 市川市 上原 高 給付管理 課長 松戸市 西谷 優人	資格保険料課 課長補佐 習志野市 奥山 英俊 資格保険料 課長 船橋市 櫻井 靖久	総務課 課長補佐 成田市 土屋 祐介 総務課長 千葉県 宮木 睦美	次長 会計管理者 千葉市 石川 真二	局長 千葉県 櫻井 文明	副広域 連合長 東庄町 岩田 利雄	広域連合長 成田市 小泉 一成	議長 市川市 大久保 たかし	議会事務局長 柏市 中村 志穂	議会事務局書記
--	--	---	-----------------------------	--------------------	----------------------------	-----------------------	----------------------	-----------------------	---------

9 高 茂 山 原 市 市 佳 久	8 古 野 橋 田 市 市 敏 夫	7 岩 松 瀬 戸 市 市 麻 理	6 渡 木 辺 更 津 市 市 厚 子	5 秋 館 山 山 市 市 光 章	4 川 船 井 橋 市 市 洋 基	3 大 市 久 川 保 市 た か し	2 石 鈿 神 子 市 市 嘉 明	1 川 千 合 葉 市 市 隆 史
18 お 流 だ 山 ぎ 市 り 市 た か し	17 相 市 川 原 市 市 真 樹	16 松 勝 崎 浦 市 市 栄 二	15 岡 柏 田 市 智 佳	14 谷 習 岡 志 野 市 市 隆	13 伊 旭 場 市 哲 也	12 坂 東 本 金 市 市 賀 一	11 山 佐 本 倉 市 市 英 司	10 石 成 渡 田 市 市 孝 春
27 山 袖 口 ケ 浦 市 市 進	26 大 四 谷 街 道 市 市 満 子	25 末 浦 益 安 市 市 隆 志	24 平 富 野 津 市 市 英 男	23 高 君 橋 津 市 市 健 治	22 針 鎌 貝 ケ 谷 市 市 和 幸	21 福 鴨 原 川 市 市 三 枝 子	20 澤 我 田 孫 子 市 市 敦 士	19 立 八 川 千 代 市 市 清 英
36 半 い 場 す 新 み 一 市 新	35 並 山 木 武 市 市 幹 男	34 高 香 木 取 市 市 寛	33 石 匝 田 瑛 市 市 加 代	32 阿 南 部 房 美 総 津 市 江 市 江	31 河 富 田 里 市 市 厚 子	30 荒 白 井 井 市 市 靖 行	29 金 印 丸 西 市 市 和 史	28 木 八 村 街 市 市 由 希 子
45 川 横 島 芝 富 光 士 町 子 市	44 坂 芝 井 山 市 市 慶 子	43 原 九 田 十 教 九 光 里 市 市	42 越 東 川 庄 市 市 良 男	41 高 多 坂 古 市 市 恭 子	40 大 神 原 崎 市 市 秀 雄	39 大 栄 野 町 市 市 博	38 白 酒 井 々 市 市 則 邦	37 田 大 辺 網 市 市 正 弘
54 青 鋸 木 南 悦 町 子 市	53 滝 御 口 宿 市 市 一 浩	52 渡 大 辺 多 市 市 八 喜 寿 町 雄 市	51 加 長 藤 南 市 市 喜 男	50 佐 長 久 柄 間 町 市 市 繁 英	49 今 白 井 子 市 市 滋 則	48 石 長 井 生 市 市 俊 雄	47 島 睦 貫 沢 市 市 孝 博	46 焔 一 場 宮 市 市 博 町 敏

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿

令和8年2月9日 現在

No.	氏名	ふりがな	市町村名
1	川合隆史	かわい たかし	千葉市
2	石神嘉明	いしがみ よしあき	銚子市
3	大久保たかし	おおくぼ たかし	市川市
4	川井洋基	かわい ようき	船橋市
5	秋山光章	あきやま みつあき	館山市
6	渡辺厚子	わたなべ あつこ	木更津市
7	岩瀬麻理	いわせ まり	松戸市
8	古橋敏夫	ふるはし としお	野田市
9	高山佳久	たかやま よしひさ	茂原市
10	石渡孝春	いしわた たかはる	成田市
11	山本英司	やまもと えいじ	佐倉市
12	坂本賀一	さかもと よしかず	東金市
13	伊場哲也	いば てつや	旭市
14	谷岡隆	たにおか たかし	習志野市
15	岡田智佳	おかだ ちか	柏市
16	松崎栄二	まつざき えいじ	勝浦市
17	相川真樹	あいかわ まさき	市原市
18	おだぎりたかし	おだぎり たかし	流山市
19	立川清英	たちかわ きよひで	八千代市
20	澤田敦士	さわだ あつし	我孫子市
21	福原三枝子	ふくはら みえこ	鴨川市
22	針貝和幸	はりかい かずゆき	鎌ヶ谷市
23	高橋健治	たかはし けんじ	君津市
24	平野英男	ひらの ひでお	富津市
25	末益隆志	すえます たかし	浦安市
26	大谷満子	おおたに みつこ	四街道市
27	山口進	やまぐち すすむ	袖ヶ浦市

◎議長

議会運営副委員長

議会運営委員長

No.	氏 名	ふ り が な	市 町 村 名
28	木 村 由 希 子	きむら ゆきこ	八街市
29	金 丸 和 史	かなまる かずふみ	印西市
30	荒 井 靖 行	あらい やすゆき	白井市
31	河 田 厚 子	かわた あつこ	富里市
32	阿 部 美 津 江	あべ みつえ	南房総市
33	石 田 加 代	いしだ かよ	匝瑳市
34	高 木 寛	たかぎ ひろし	香取市
35	並 木 幹 男	なみき みきお	山武市
36	半 場 新 一	はんば しんいち	いすみ市
37	田 辺 正 弘	たなべ まさひろ	大網白里市
38	白 井 則 邦	しらい のりくに	酒々井町
39	大 野 博	おおの ひろし	栄町
40	大 原 秀 雄	おおはら ひでお	神崎町
41	高 坂 恭 子	こうさか きょうこ	多古町
42	越 川 良 男	こしかわ よしお	東庄町
43	原 田 教 光	はらだ のりみつ	九十九里町
44	坂 井 慶 子	さかい けいこ	芝山町
45	川 島 富 士 子	かわしま ふじこ	横芝光町
46	焔 場 博 敏	あきば ひろとし	一宮町
47	島 貫 孝	しまぬき たかし	睦沢町
48	石 井 俊 雄	いしい としお	長生村
49	今 井 滋 則	いまい しげのり	白子町
50	佐 久 間 繁 英	さくま しげひで	長柄町
51	加 藤 喜 男	かとう よしお	長南町
52	渡 辺 八 寿 雄	わたなべ やすお	大多喜町
53	滝 口 一 浩	たきぐち かずひろ	御宿町
54	青 木 悦 子	あおき えつこ	鋸南町

○副議長

辞職許可議員一覧

令和8年2月9日現在

議席 番号	氏 名	市町村名	辞職許可日
20	内田 美恵子	我孫子市	令和7年12月19日
42	桜井 荘一	東庄町	令和7年11月30日
49	大多和 正夫	白子町	令和7年12月15日

議会運営委員の選任について（委員会条例第5条）

令和8年2月9日現在

議席 番号	氏 名	市町村名	選任日
20	澤田 敦士	我孫子市	令和7年12月19日

令和8年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会

説明員出席者一覧表

広域連合長	小泉一成
副広域連合長	岩田利雄
局長	櫻井文明
次長 (会計管理者兼務)	石川真二
総務課長	宮木睦美
資格保険料課長	櫻井靖久
給付管理課長	西谷優人
総務課課長補佐 (監査委員事務局局長併任)	土屋祐介
資格保険料課課長補佐	奥山英俊
給付管理課課長補佐	上原高

千 広 監 第 2 1 号
令和 7 年 1 1 月 2 8 日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会
議長 大久保 たかし 様

千葉県後期高齢者医療広域連合
監査委員 木下 勉
監査委員 川合 隆史



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第 3 項の規定により検査の結果に関する報告を下記のとおり提出いたします。

記

- 1 検査実施日 令和 7 年 1 1 月 2 8 日
- 2 検査対象 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び預金の出納保管状況
令和 7 年度 1 0 月分
- 3 検査資料
 - (1) 収支現計表
 - (2) 歳入歳出外現金受払表
 - (3) 主な収入、支出一覧表
 - (4) 歳入歳出月計表
 - (5) 現金出納簿、日計表
 - (6) 歳計現金残高調書
 - (7) 有価証券(基金等)明細書
 - (8) 残高証明書
 - (9) 収入及び支出の証拠書その他関係書類



4 検査手続き

検査の対象となった一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金の現金出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査を実施した。

5 検査結果

収支計算書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、金融機関の預金状況を照合した結果、一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金に計数上の誤りは認められなかった。

千 広 監 第 2 4 号
令和 7 年 1 2 月 2 2 日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会
議長 大久保 たかし 様

千葉県後期高齢者医療広域連合
監査委員 木下 勉
監査委員 川合 隆史



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第 3 項の規定により検査の結果に関する報告を下記のとおり提出いたします。

記

- 1 検査実施日 令和 7 年 1 2 月 2 2 日
- 2 検査対象 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び預金の出納保管状況
令和 7 年度 1 1 月分

3 検査資料

- (1) 収支現計表
- (2) 歳入歳出外現金受払表
- (3) 主な収入、支出一覧表
- (4) 歳入歳出月計表
- (5) 現金出納簿、日計表
- (6) 歳計現金残高調書
- (7) 有価証券(基金等)明細書
- (8) 残高証明書
- (9) 収入及び支出の証拠書その他関係書類

4 検査手続き

検査の対象となった一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金の現金出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査を実施した。

5 検査結果

収支計算書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、金融機関の預金状況を照合した結果、一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金に計数上の誤りは認められなかった。



千 広 監 第 2 6 号
令和 8 年 1 月 2 7 日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会
議長 大久保 たかし 様

千葉県後期高齢者医療広域連合
監査委員 木下 勉
監査委員 川合 隆史



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第 3 項の規定により検査の結果に関する報告を下記のとおり提出いたします。

記

- 1 検査実施日 令和 8 年 1 月 2 7 日
- 2 検査対象 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び預金の出納保管状況
令和 7 年度 1 2 月分
- 3 検査資料
 - (1) 収支現計表
 - (2) 歳入歳出外現金受払表
 - (3) 主な収入、支出一覧表
 - (4) 歳入歳出月計表
 - (5) 現金出納簿、日計表
 - (6) 歳計現金残高調書
 - (7) 有価証券(基金等)明細書
 - (8) 残高証明書
 - (9) 収入及び支出の証拠書その他関係書類



4 検査手続き

検査の対象となった一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金の現金出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査を実施した。

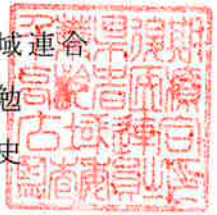
5 検査結果

収支計算書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、金融機関の預金状況を照合した結果、一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金に計数上の誤りは認められなかった。

千 広 監 第 2 2 号
令和 7 年 1 1 月 2 8 日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会
議 長 大久保 たかし 様

千葉県後期高齢者医療広域連合
監査委員 木 下 勉
監査委員 川 合 隆 史



令和 7 年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項の規定による監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を下記のとおり報告します。

記

1 監査実施日

令和 7 年 1 1 月 2 8 日

2 監査対象

令和 7 年 4 月から 9 月までに執行された令和 7 年度の財務に関する事務

3 監査資料

- (1) 組織図
- (2) 歳入・歳出予算執行状況
- (3) 契約の状況
- (4) 補助金等交付調書
- (5) 主要な施策の成果
- (6) 経理関係等文書綴
- (7) その他関係文書綴

4 監査手続き

監査の対象となった財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、各所管より関係書類の提出を求め、関係帳簿等の照合を行うとともに、担当責任者への事情聴取等を実施した。

5 監査結果

令和 7 年 4 月から 9 月までの収入事務、支出事務、契約事務の執行状況について監査した結果、法令等に準拠し、目的に従って概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。



令和 8年 1月 26日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会
議長 大久保 たかし 様

議会運営委員長 高橋 健治



閉会中継続調査申出書

本委員会は、下記事項について令和8年第1回定例会以降の閉会中も、なお継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第110条の規定により申し出ます。

記

1 調査事項

- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

2 理由

議案、請願等の審査に資するため



令和 8 年第 1 回
千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会
議案質疑通告者一覧表

令和 8 年 2 月 9 日

順位	議案番号	No.	通 告 者	市 町 村 名
1	第 6 号	48	石井 俊雄	長生村
2	第 5、6 号	35	並木 幹男	山武市
3	第 6 号	18	おだぎり たかし	流山市
4	第 7 号	38	白井 則邦	酒々井町
5	第 5～7 号	14	谷岡 隆	習志野市

令和8年第1回
千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会
議案質疑通告書写

令和8年2月9日

順位	通告者	議案 No.	発言の要旨
1	石井俊雄 (48)	6	<p>令和8、9年度に向けて、新たに子ども・子育て支援金として30億8千260万円を市町村の被保険者から徴収するののかについて質問します。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 被保険者からの納付金は現行83,927円～令和8年、9年には新たに子ども・子育て支援を入れ平均の年間納付金額が10万1,404円となり、現行より一人当たり平均で1万7,477円の引き上げとなります。確認したい。○ 所得割によって保険料が変わります。具体的な金額を伺います。所得の高い人、所得の低い方の保険料を伺います。○ 国を挙げて少子化が続いている原因として、勤労者の賃金上昇がないことや教育にお金がかかりすぎるなどがあるかと思えます。広域連合として少子化が続いている原因と背景について具体的な詳細に伺います。○ 諸外国では少子化対策を行い、出生率が向上した国もあります。日本（私の自治体では1.05です）と諸外国との出生率の比較を教えてください。

順位	通告者	議案 No.	発言の要旨
2	並木幹男 (35)	5	<p>○一般会計16ページ広報広聴費 懇談会委員謝礼について 懇談会の令和6年、7年度の取り組み状況と令和8年度の計画について</p> <p>○一般会計17ページ広報広聴費 広報紙発行業務委託料について 令和7年度、8年度の「広域連合だより」の印刷数と配布方法、その費用や事業の評価と今後の取り組みについて</p> <p>○17ページ広報広聴費 コールセンター業務委託料について コールセンターの設置目的とこれまでの運用状況及び事業の評価と令和8年度の取り組みについて</p>
		6	<p>○54ページ 第5款 保健事業 令和6、7年度の成果を踏まえた8年度事業内容について</p> <p>① 令和8年度事業予算を評価するために、令和6、7年度に実施した事務及び計画について</p> <p>② 特定健診、歯科健診、保健事業の取り組み団体の推移と特徴について</p> <p>③ 先進的市町村の取り組みの特徴と生かすべき点について</p> <p>④ 市町村との情報共有と支援について</p> <p>⑤ 計画の実績値と令和8年度の目標について</p>

順位	通告者	議案 No.	発言の要旨
3	おだぎり たかし (18)	6	<p>1) 保険料の改定について以下、問う。</p> <p>① 今回（令和8・9年度）の一人年平均保険料はいくらになるのか、10万円以上になるのは初めてのことか。</p> <p>② 一人年平均保険料で比較すると、前回（令和6・7年度）からいくらの増額となるのか。また制度導入当初からはいくら増額となり、約何倍となるのか。</p> <p>③ 一人年平均保険料の改定幅はどのような推移をしているのか、今回の改定幅は過去の改定幅と比較すると、どのような事が言えるのか。</p>
4	白井則邦 (38)	7	<p>① 予定収納率の算定根拠。</p> <p>② 特別徴収、普通徴収の想定割合と各予定収納率。</p> <p>③ 一人あたりの平均保険料が、子ども・子育て支援金分も含めると約10万円となり、大幅な引き上げとなる。その影響をどのように考えているのか。</p>
5	谷岡隆 (14)	5	<p>1. 歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費 4. 広報広聴費</p> <p>① 前年度比で3倍近い増額となったのはなぜか。</p>
		6	<p>1. 基金活用</p> <p>① 第10期における保険料調整基金と財政安定化基金の活用について伺う。</p> <p>② 上記の活用後の基金残高について伺う。</p> <p>2. 歳入</p> <p>① 県支出金は療養給付費負担金と高額医療費負担金のみとなっている。保険料負担軽減などのために、千葉県に対して財政負担の増額を求めるべきではないか。</p>

順位	通告者	議案 No.	発言の要旨
		7	<p>1. 厚生労働省の所得再分配調査でジニ係数が過去最大となった。高齢化が進み、所得の低い世帯が増えたことが拡大の要因となっている。多くの被保険者が格差社会の下層に位置していることをどのように認識しているか。このことは、保険料率の改定で考慮されているか。</p> <p>2. 75歳以上の高齢者の経済状況を考えたとき、提案の保険料率は多くの被保険者にさらなる過重負担をもたらすことになる。連合長の見解を伺う。</p>

令和8年第1回
千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会
討論通告者一覧表

令和8年2月9日

議案番号	No.	通 告 者	市 町 村 名	賛成・反対の別
第6号	48	石 井 俊 雄	長 生 村	反対
第5～7号	14	谷 岡 隆	習 志 野 市	反対

令和8年第1回
千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会
一般質問通告者一覧表

令和8年2月9日

通告 順位	No.	通 告 者	市町村名
1	46	畑場 博敏	一宮町

令和8年第1回
千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会
一般質問通告書写

令和8年2月9日

通告 順位	通告者	質問の要旨
1	畑場博敏 (46)	<p>○後期高齢者のおかれている生活実態への認識と負担軽減策をどう取ったか。(連合長)</p> <p>昨年11月議会でも一般質問したが被保険者の生活実態は大変厳しい。その中新たに医療分に加えて子ども・子育て支援金が保険料に加えられる。後期高齢者の収入は年金等が中心となり都市部と農村部では格差がある。</p> <p>① 農村部では国民年金の老齢基礎年金のみという方も多い。20歳から国民年金に加入し65歳から支給を受けた場合、令和7年の支給額はいくらになるか伺う。</p> <p>② 連合長は今回の新年度予算提案にあたって被保険者の生活実態をどう認識しているのか伺う。</p> <p>③ 負担軽減のための対策をどう取ったのか伺う。</p>

